

法改正 情報	2026年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の年度別過去問題集5年分
-------------------	---

11865

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

【 問題編 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
厚年	387	問1 D 1行目 5行目	<u>2</u> 年	<u>5</u> 年

【 解答・解説編 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
労災	264	得点UP!	表を 別紙 の内容に変更してください。	
労災 (徴収)	268	問8 A 解説文 下から2行目	(令和 <u>7</u> 年度)	(令和 <u>8</u> 年度)
国年	234	1行目	令和 <u>12</u> 年6月まで	令和 <u>17</u> 年6月まで
厚年	69	問2 C 解説文 5行目	<u>2</u> 年	<u>5</u> 年
	371	問1 D 解説文 1～2行目 (2箇所)	<u>2</u> 年	<u>5</u> 年
社一	360	問6 C 解説文 1～3行目	なお、事業主掛金の額は、 <u>原則</u> として企業型年金規約で定めるものされているが、 <u>簡易企業型年金に係る事業主掛金の額については、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定める額とされている。</u>	なお、事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるものとされている。

別紙

区分	原則	通信制課程
労災就学援護費		
小学校、特別支援学校の小学部等	16,000円	——
中学校、特別支援学校の中学部等	21,000円	18,000円
高等学校、特別支援学校の高等部等	21,000円	18,000円
大学等	39,000円	30,000円
労災就労保育援護費		
幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園	9,000円	——

以 上

法改正 情報	2026年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の年度別過去問題集 5年分
-------------------	--

11865

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

【 年度別過去問題集 問題編 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
健保	60	問5D 下から 3～2行目	30条の11の規定	30条の11第1項の規定
	148	問9ア 1～2行目	診療所は、指定の日から	診療所は、 <u>原則として*</u> 、指定の日から
	221	問4C 下から 3～2行目	12分の2に相当する額とを合算した	12分の2に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した

※ 都道府県知事は、医療法の規定により外来医師過多区域において診療所（病床を有しないものに限る。）を開設しようとする者に対して、一定の場合には、地域において特に必要とされる外来医療（地域外来医療）の提供に係る要請等を行うことができるが、その者がこれに応じなかった場合等においては、厚生労働大臣は、保険医療機関の指定を行うに当たって、3年以内の期限を付することができる。この場合は、保険医療機関の指定の効力の期間は、6年ではなく、当該「3年以内」の期間となる。

【 年度別過去問題集 解答・解説編 】				
科目	P	行等	改正前	改正後
健保	147	問9ア 解説文 3～4行目	診療所を除く。）については、	診療所及び3年以内の期限を付して保険医療機関の指定をされている診療所を除く。）については、

以上